

平成 29 年 6 月吉日

有限会社 花丘商事

代表取締役社長 梅谷岳志

有機汚泥の分析証明書の依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、誠に有難うございます。

さて、昨今の肥料取締法の改正にともない、当社が安全で確実な肥料化を行う上で、一年に一回（毎年）下記の分析証明、フローチャート（変更があった場合）が必要となります。

なお、新規に汚泥の受け入れをする際にも同様の分析証明をご用意して頂く必要がありますので、ご了解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I・「廃そう法」の規定に基づき分析証明が必要となる成分 25品目（溶出試験による）

II・「肥料取締法」の規定に基づき分析証明が必要となる成分 14品目（成分試験による）

- 1・アルキル水銀化合物
- 2・水銀又はその化合物
- 3・カドミウム又はその化合物
- 4・鉛又はその化合物
- 5・六価クロム化合物
- 6・砒素又はその化合物
- 7・シアン化合物
- 8・PCB
- 9・ニッケル
- 10・窒素 (N)
- 11・リン酸 (P_2O_5)
- 12・カリウム (K_2O)
- 13・pH
- 14・塩類濃度 {電気伝導率 (EC)}

III・汚泥生成のフローチャート（変更があった場合のみ）

凝集剤を記載してください。

※なお、上記の分析証明につきましては、年度が変わる毎に新たにご用意して頂く必要がありますのでご了解下さい。

以上

愛知県豊田市花丘町1丁目17番地

有限会社 花丘商事

代表取締役社長 梅谷岳志

TEL 0565-31-0276

FAX 0565-34-3566